

2017年11月24日

金沢市との『自転車の安全な利用の促進等に係る事業連携協定』の締結について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、金沢市内の自転車事故抑止に向けて相互に密接な連携を図るため、金沢市（市長：山野 之義）と「自転車の安全な利用の促進等に係る事業連携協定」を11月24日に締結しましたのでお知らせします。

1. 背景・経緯

- ・金沢市では、2014年4月1日に「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」が制定され、安全で良好な生活環境の確保を図ってきました。
- ・その後、金沢市内での交通事故発生件数は減少しているものの、2016年では自転車事故件数及び自転車対歩行者の事故件数が増加に転じたことや、全国的に自転車事故による高額賠償事例の発生が相次いでいること、北陸新幹線金沢開業に伴い来街者が増加していることで自転車の交通事故リスクが拡大しています。
- ・そこで、金沢市は同条例を2018年4月に改正し、自転車の利用者に対し自転車損害賠償保険等の加入を義務付けることとなりました。
- ・損保ジャパン日本興亜では、近年、自転車の安全利用への関心の高まりを受け、そのセーフティネットとなる自転車保険制度の立ち上げ等、様々な取組みを進めています。
- ・このような取組みを行うなかで、住民の交通安全や自転車の安全利用における事項について、さらなる連携と協働を行うべく、このたび協定に至ったものです。
- ・なお、金沢市が自転車の安全利用に関して民間と連携協定を締結するのは、今回が初めてとなります。

2. 協定の目的

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の周知徹底をはじめ、自転車の安全な利用の促進を図るため、緊密な相互連携と協働による活動を推進し協力することを目的としています。

3. 協定の主な内容

- ・条例改正の周知および保険の種類等の情報提供
- ・保険に関する相談窓口の設置
- ・交通安全推進に関する取り組み
- ・金沢市への保険加入等の情報提供への協力

4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も地方自治体と連携しながら、交通安全啓発活動とあわせて、万が一の事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、皆さまが安全で快適に自転車などを利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上